

熊本市公共施設予約システム回線管理業務委託
（長期継続契約）仕様書

1. 仕様の目的

各施設の機器端末から施設予約システムに接続できるよう、必要なインターネット回線の整備および継続的な維持管理を行うこと。

2. 委託期間

契約締結日から令和 12 年（2030 年）3 月 31 日まで
（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 に基づく長期継続契約）

3. 回線提供開始日

令和 8 年（2026 年）3 月 1 日

4. 履行場所・通信回線提供施設

「別紙 1 通信回線設置施設一覧」に記載の施設

5. 用語定義

本書において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

用語	定義
施設予約システム	熊本市役所、各施設等に設置された機器と、機器間を接続する通信網と利用者端末から構成され、インターネットに接続したパソコンや携帯電話等を用いて施設の情報や予約サービスを提供するもの
施設	「別紙 1 通信回線設置施設一覧」に記載の施設
管理者	本市職員 施設を管理する施設管理者、指定管理者、管理人
利用者	施設を利用する市民等（管理者を除く） 施設予約システムの登録者、未登録者を含む

6. 回線の仕様

納入する通信回線については、次の事項を全て満たすこと。

- (1) 回線提供者、プロバイダ提供者（以下「回線等提供者」という。）は、電気通信事業法の規定に基づく登録もしくは届出を行っている電気通信事業者であること。
- (2) 計画的なメンテナンスや故障等による停止を除き、24 時間 365 日利用できるものであること。
- (3) 回線は、上り下りとも 1Gbps 以上（ベストエフォートで可）の規格であること。
- (4) 災害時や特別な事由を除いて、通信量について制限や制約がないこと。
- (5) 無線通信での回線提供は不可とする。

- (6) 回線およびプロバイダは IPsec による VPN 構築に対応していること。(※城山公園運動施設除く。) また、VPN 構築を維持するため、プロバイダ業者は概ね 1 つの業者に統一すること。

7. 通信回線設置

- (1) インターネット接続には固定 IP アドレスを取得し、通信回線設置にかかる料金は受託者が負担すること。
- (2) 施設の壁面に加工（穴あけ・くぎ打ち等）を行う際は、事前に委託者の承諾を得ること。
- (3) 回線等提供業者より提供された情報（ID やパスワード、回線提供プラン等）については委託者へ共有し、一切外部に漏らさないよう保管すること。

8. 通信回線切り替え

- (1) 切り替えに係る工程表を委託者へ提出し事前に協議・調整を行い、進捗状況を定期的に報告し、工程に遅延が発生しないよう努めること。
- (2) 受託者は、事前に作業の日程について各施設へ連絡すること。令和 8 年（2026 年）2 月 28 日までには切り替え作業およびインターネット回線への接続確認を完了させること。
- (3) 令和 8 年（2026 年）2 月 28 日までの事前作業中に発生する回線使用料については、受託者が負担すること。
- (4) 既存回線の解約費は、受託者が負担すること。

9. 通信回線維持

- (1) 設置した回線について、通信回線接続の維持・管理にかかる料金は受託者が負担し、遅延なく支払うこと。また、通信回線維持に必要な工事等の日程調整や立ち会い、各施設への連絡を行うこと。
- (2) 回線事業者の都合により、通信回線サービスに影響（不具合・廃止等）が想定される際には事前に委託者に相談を行うこと。また、可能な限り委託者に提供される通信回線への支障がないよう配慮すること。

10. 通信回線解約

- (1) 解約金や違約金の発生する可能性のある事象については、事前に委託者へ共有すること。また、施設運営の見直し等により施設の移転や閉鎖等があり得るため、「別紙 1 通信回線設置施設一覧」に記載する施設については、履行期間内において約束するものではない。
- (2) 契約期間終了に伴い回線の解約が必要な場合は、受託者が解約金を負担し、解約の手続きを行うこと。

11. 障害対応

障害対応時の連絡窓口を整理し、事前に委託者へ提示すること。各施設において障害が発生し、施設予約システムが使用出来ず回線状況の調査依頼を受けた場合、回線の提供者と連携して回線側に障害が発生しているかどうか調査を行い、対応及び委託者への報告を行う。

なお、委託者の責めに帰すべき事由によって発生した障害復旧に係る費用については、復旧費を見積もり、委託者へ請求するもの。復旧費は、本委託料には含めない。また、想定しているサービスレベル項目および目標値は次のとおりとする。

No.	サービスレベル	定 義	目 標 値
1	障害対応時間	原因の調査・切り分けなどの対応を行うまでの時間は、運用日を対象とした翌日までとする。	80%以上

※運用日は、平日9時～17時(年末年始12月29日～1月3日および祝日を除く)。

12. 損害賠償

受託者の責めに帰すべき事由によって委託者または第三者に損害等を与えた場合は、受託者はその損害を賠償すること。

13. セキュリティ

本委託業務に基づく契約履行過程で得た情報は、全て秘密保持の対象となるので、受託者は一切外部に漏らしてはならないものとし、そのために必要な措置を講じること。本契約終了後も同様とする。

14. その他

- (1) 本委託業務で設置した各施設の回線について、設置状況や契約内容、費用の支払い状況等をまとめた納入成果物を作成し、全ての権利は本市に帰属するものとする。また納入成果物については、本契約終了後に本市へ納品すること。
- (2) 本仕様書に明記していない事項や仕様変更（法令等の改正や性能および品質を向上させるための設計変更等）などが必要な場合には、受託者は本市と誠意を持って協議を行い、解決するものとする。
- (3) 受託者は、本市にとって最適な結果が得られるよう、本市の立場に立ち業務を遂行すること。また、必要な事項については、積極的に提案を行うこと。
- (4) 受託者は、本仕様書による全ての作業において、本市が提供した業務上の情報を第三者に開示または漏洩してはならない。障害復旧等の理由により、やむを得ず必要になる場合は市に許可を得ること。

(5) 通信回線サービスの提供にあたっては、電気通信事業法及び関連法令等を遵守すること。

別紙 1 通信回線設置施設一覧

	施設名	住所
1	スポーツ振興課	中央区手取本町 1-1
2	清水新地野球場	北区清水新地 7-5-1
3	清水新地テニスコート	北区清水新地 7-9-2
4	清水スポーツセンター	北区清水万石 2-3-73
5	新屋敷公園テニスコート	中央区新屋敷 1-8-25
6	熊本城公園テニスコート	中央区古京町 3-2
7	城山運動施設	西区上代 9-6-36
8	北岡自然公園弓道場	中央区横手 2-5-1
9	川尻武道館	南区元三町 4-1-16
10	龍田体育館	北区龍田弓削 1-1-10
11	明德体育館	北区明德町 978
12	北部体育館	北区鹿子木町 53
13	河内グラウンド	西区河内町野出 976
14	天明運動施設（体育館）	南区奥古閑町 1877
15	天明運動施設（グラウンド）	南区奥古閑町 1877
16	明德グラウンド	北区小糸山町 341
17	北部公園運動施設	北区下碓川町 416-2
18	今熊公園運動施設	北区立福寺町 91-2
19	飽田公園運動施設	南区浜口町 126
20	坪井川緑地運動施設	北区清水町打越字上河原 25-1
21	庄口公園運動施設	東区健軍 4-529-1
22	浜線健康パーク	南区良町 4-8-1
23	南部総合スポーツセンター	南区白藤 5-2-1
24	北部武道館	北区鹿子木町 53 番地 1
25	託麻スポーツセンター	東区上南部 3-22-30
26	水前寺野球場	中央区水前寺 5-23-2
27	水前寺競技場	中央区水前寺 5-23-3

28	東部交流センター	東区戸島町 2588-1
29	塚原グラウンド	南区城南町塚原 81-3
30	城南 B&G 海洋センター	南区城南町舞原 134-1
31	植木総合スポーツセンター	北区植木町山本 788-1
32	田原スポーツ公園	北区植木町富応 1595
33	吉松スポーツ公園	北区植木町亀甲 452
34	植木弓道場	北区植木町岩野 238-1
35	雁回館	南区富合町清藤 405-1
36	雁回公園	南区富合町木原 2748
37	富合屋外運動場	南区富合町平原 67-1
38	城山公園運動施設	西区城山半田 4-16-1
39	城南総合スポーツセンター	南区城南町舞原 144-1
40	植木中央公園運動施設	北区植木町岩野 285-35
41	武蔵塚武道場	北区龍田弓削 1-1-10
42	熊本市総合体育館・青年会館	中央区出水 2-7-1
合計：42 か所		